

稅務職員の殉難小史

——酒類密造等の沿革と併せて——

内 藺 惟 幾

(稅務大學校
研究部教授)

目次

一	はじめに	二六二
二	自家用酒税制度廃止当時の遭難事件	二六二
(一)	酒類密造の沿革	二六二
(二)	自家用酒税法廃止当時の状況	二六四
(三)	自家用酒製造の禁止とその対策	二六六
(四)	明治三十四年の鹿児島県伊集院税務署職員傷害事件	二六九
(五)	明治三十六年の千葉県銚子税務署職員殺害事件	二七四
(六)	大正六年の秋田県秋田税務署職員傷害事件(猫の沢事件)	二八四
三	沖縄県酒類出港税則違反に関する遭難事件	二九五
(一)	沖縄県酒類出港税則制定の意義	二九五
(二)	明治四十一年の鹿児島県大島税務署職員等殺害事件	二九八
四	終戦直後における集団密造に関する遭難事件	三〇三
(一)	昭和二十二年度の酒税の増徴と終戦後の酒類密造の特徴	三〇三
(二)	昭和二十二年の神奈川県神奈川税務署職員傷害致死事件	三〇七
五	おわりに	三三三

一、はじめに

過去、密造酒取締に際し、幾つかの税務職員の殉職、遭難の事故が発生しているが、今、これらは膨大な税務事件のなかに埋れようとしている。

現在、密造酒の問題は、既に過去のものとなりつつあるとも思われる。しかし、自家用酒の製造を全面的に禁止した明治三十二年当時は、酒税収入確保の上からも密造酒対策は重要で、かつ、ウエイトの高い事案であった。すなわち、三十二年度の酒税収入（四千九百万円）は、租税・印紙収入中三十六パーセントを占め、第二位の地租収入（四千五百万円）とともに重要な役割を果たしていたので、この酒税収入の確保上、当時、酒税額にして、毎年一千万円にも上るといわれていた密造酒に対して、無策のまま過すことはできなかったのである。この趨勢は大正期へと続く。

密造酒の態様をみると、戦前では自家用の目的のものが中心であったが、戦後の一時期では、酒類の絶対的不足や失業問題とも絡んで、販売のための大規模な集団密造が出現して来た。そのほか、特殊なものとして、戦前の沖縄県酒類出港税に関する密輸があった。

密造酒取締に関する悲しい事件を振り返ってみると、当時の税務職員の真摯な努力の結果が不幸な事故に連ったことを感じるだけに、まことに痛ましい思いがする。

本稿は、この先輩税務職員の努力の跡を、密造酒を巡る酒税制度の推移にも配慮しながら、本校の租税資料室に保管されている資料の紹介をも兼ねて追ってみたものである。

二、自家用酒税制度廃止当時の遭難事件

(一) 酒類密造の沿革

明治維新以後、酒類に対して一般的に課税することとなったのは、明治四年の「清酒濁酒醬油鑑札取与並ニ取税方法規則」により、免許税及び醸造税を課税することとしたときからである。これらの課税制度は専ら販売用の酒類を対象として構成されており、自家用のため製造する酒類については「細民農桑ノ辛苦ヲ医スル(注)為メ」のものとして課税の対象外としていたのである。しかしながら、その後、財政規模の拡大とともに酒税負担を漸次増加せしめることとしたので、その酒税確保を図るためには、どうしても自家用酒に対する非課税措置を縮少し、自家用酒の製造に対する規制をも厳しいものとせざるを得なくなつて来たことが伺える。

その経緯は次のとおりとなっている。

イ、明治十三年まで 自家用酒に関する規制を設けなかった。

ロ、明治十三年 酒税の増税に伴い、自家用酒製造数量を一石以下に制限した。

ハ、明治十五年 酒税の増税に伴い、自家用酒の製造については、製造数量の制限のほか免許鑑札制度を導入し、免許鑑札料八十錢を徴収するとともに、自家用酒として製造した酒類の販売を禁止した。

ニ、明治十九年 特に、酒類販売業者や料飲店業者等に対し自家用酒の製造を禁止し、また、全面的に自家用清酒の

製造を禁止した。

ホ、明治二十九年 酒税の増税に伴い、自家用酒税法を制定し自家用濁酒等に対して軽減税率により課税^(注2)した。へ、明治三十二年 酒税の増税に伴い、自家用酒税法を廃止し、同時に自家用酒の製造を全面的に禁止した。

この間、農家の自家用酒の無免許製造が多発している傾向にあるので、大蔵省は、酒税確保の見地から厳重な検査を執行すべき旨を執行当局である各府県に指令（明治十八年）^(注3)している。

税務当局としては、酒造業者側からの自家用酒制度の廃止に関する重なる要望に対し、自家用酒制度は定着しており悪影響があることは認めるとしても、これに対しては取締を強化することによって対処するという考え方を示し、自家用酒の製造を容認する態度を捨てていなかったが、^(注4)明治二十七、八年の日清戦争後の歳入不足を補うために、明治三十二年に酒造税の大幅増税を実施する際には、この考え方を修正せざるを得なくなった。すなわち、明治三十二年度税制改正の理由として、税源保護の必要のためとして、自家用酒に対する税率軽減の特典を廃止し、自家用酒の製造を全面的に禁止したのである。

元来、自家用酒の製造を認めていたのは、「細民農桑の辛苦ヲ医スル為メ」の酒類にかかる負担を免除しようというものであったのに、現実には、自家用酒を製造している者には資産家が多く、「細民」はかえって課税された酒類を購入入しているという問題も生じていたのである。

大正四年仙台税務監督局発行の「秋田県下酒類密造概況書」では、「自家ノ米ヲ以テ自家用ノ酒類ヲ醸ス何ノ不可アラントノ觀念各自ノ腦裏ニ浸潤シテ抜クヘカラサルモノアルヲ以テ、免許鑑札ヲ受ケタルト否トヲ問ハス盛ニ自醸ヲ継続セサルナク、之レカタメニ消糜スル原料米ハ優ニ其ノ飯米ニ匹敵シ、中産以上ノモノニ在リテハ其額一ケ年十石乃至

五十石ニ及フノ状況ナリシト云フ」と自家用酒の密造の跋扈ぶりを説明している。

以上の経緯のとおり、従来の慣行により一応酒税などを納めながらも認められて来た自家用酒の製造は、明治三十二年以降全面的に禁止され、以来、自家製造の濁酒などは密造酒として取締の対象となったのである。

(注1) 明治財政史第六編「租税」二二二ページ。「自家用酒税」

(注2) 自家用酒税法は、自家用酒(濁酒、白酒及びしょうちゅう)については、免許制度の下に、年間二石(直接国税を納税し

ない者等は一石)だけその製造を認めた。製造税は、一石当り二円から四円(酒造税法の濁酒の税率は、一石当り六円)とし、直接国税を十円以上納付する者の自家用酒製造免許は認めないこととしていた。

(注3) 明治財政史第六編「租税」一六三ページ「明治十七年大蔵省達第六十四号酒造税則取扱心得書」に関する説明

(注4) 醸造雑誌 明治二十四年五月二十五日 六十二号「自家用料酒に対する官辺の意見」

(三) 自家用酒税法廃止当時の状況

自家用酒の製造は、永い間の沿革もあって、農漁村において生活に密着したものとなっていたことは否めない事実であった。自家用酒税法が制定される前年(明治二十八年)の自家用料酒免許人員は、百八万九千人で当時の人口四千二百万人に比較しても相当数の者が自家用酒を製造していたのである。また、各自家用料酒免許者が限度数量(一戸につき一石)まで製造したと推定すれば、全国の自家用酒の製造数量は約百万石となり、当時の清酒及び濁酒の製造数量約四百万石の四分の一に当り、かなりのウエイトを示していたことが理解できる。

自家用酒税法が廃止される直前(明治三十一年)における自家用酒免許人員は、①一石以下の製造が認められる者②二石までの製造が認められる者の合計が三十九万七千人で、明治二十八年の百八万九千人に較べて大幅に減少してい

るが、これは自家用酒税法の制定前は八十銭の免許鑑札料だけであったのに、制定に伴い、最低二円の製造税が課されるようになったのが大きな原因と思われる。しかし、現実には、免許を受けていない相当数の自家用酒製造者が寒冷地の冬ごもり用、零細農家の自家用などのため、密造していたものと推定され、それは、特に東北、山陰、九州地方に多いと考えられていた。

自家用酒製造の禁止を巡っては、酒造業者などを中心とする賛成論者や農家の自家用を残すべしとする反対論者があつたが、結局は、酒税の増税と引換えに廃止されることになつたのである。

自家用酒の製造が禁止されれば、当然に清酒や濁酒の課税数量が増加しなければならないのに、明治三十二年以降の製造数量は従来と大きな変化がないのみならず、減少傾向さえ示したので、税務当局としても、密造酒に対して慎重な対策を講ぜざるを得なくなつて来た。

例えば、明治三十六年度の清酒と濁酒の製造数量は約三百六十六万石で、他にも原因はあつたろうが、自家用酒税法制定時の明治二十九年年度の約四百二十三万石に較べてむしろ減少しているのである。従つて、明治二十八年当時の自家用酒製造免許者の数から推して、毎年百万石程度（酒税約一千万円以上）の密造酒が製造されていると考えられていたのである。

一方、慣例的に自家用酒を製造していた者にとっては、幾許かの酒税を負担することによつて濁酒等の製造が可能であつたのに、ある日の法令の改正によつてこれらの製造ができなくなったのであるから、かなりの戸惑いあるいは不満があつたと思われる。

いずれにしても、当面、密造酒取締の矢面に立たねばならないのは税務当局であつて、それには「一朝自家料酒醸造

の制限若しくは禁止の法令發布ありたるとするも直に此の地方的慣習を廢止するは容易の事に非ず^(註1)」とその覚悟を決めたのであった。

(註1) 仙台稅務監督局編 東北六県酒類密造矯正沿革誌 七三ページ「密造犯の發生」(稅大資料 札幌 四三一—五)

(註2) 明治二十九年発足当時の稅務機構と密造酒取締の沿革については、稅大教授大村颯の「稅務署の發足」(稅大論叢第十号)がある。

(三) 自家用酒製造の禁止とその対策

自家用酒製造の禁止に際し、稅務当局は、「従来の慣習を一変するものなれば、あるいは幾多の犯則者を出だし、民心反動の如何を顧慮したるを以て、あらかじめ稅務管理局長をして地方官に協議せしめ、人民に対して(中略)廢止の主旨を体せしめ、また一方には監督を周到ならしめたるの結果多くの犯則者を生ずるに至らず。酒造免許を申請する者少なからず」と、執行上の配慮はあったようであるが、制度上の措置としてはみるべきものはないようである。

明治三十二年の濁酒製造免許者は、前年に較べ七十七パーセント増(三七三一場→六六〇五場)となつているが、これは従来の自家用製造免許者が新たに濁酒の製造免許者となつたものと推定される。しかしながら、酒造稅法では、稅收確保上、泡沫製造者の出現を規制するという観点から、自家用酒稅法廢止と同時に濁酒製造免許を受けるには、年間五十石以上製造することを条件としたものの、現実には、資力の乏しい者や当初から脱稅を目的とした者もあつたようである。そのため、濁酒製造者の監督に努めざるを得ず、その間密造対策へ十分な態勢がとれなかつたといわれている。

執行上の措置としては、若干時期はずれるが、濁酒を共同製造することによって、合法的に自家用酒の製造を行うよ

うな態勢へ誘導することが考えられている。例えば、部落内の共同出資によって団体を結成し、その代表者の名義によって免許を受け濁酒を合法的に製造するというものである。しかし、この共同製造方式は意外なところに問題を惹起しやがて崩壊して行くのである。この方式は、当時最も優れたものと考えられていたが、共同製造によって濁酒の分配を受けた構成員のなかに、その濁酒を基にして、さらに多量の濁酒を密造する者が続出したため、結局、密造撲滅施策が逆に密造を助長するような結果となったからであった。

明治三十二年から四十年頃までの間を、税務当局としては、指導的な期間と考えて「旧慣の脱却に努め」ていたが、それでも密造の検挙件数は全国的にかなりのものとなっていた。その後、摘発を主体とする密造対策期に入るのである。^(注4)

この状況は次表のとおり明治末期から大正初期が密造取締の頂点にあった時期であって、その後は、摘発ばかりでなく、防止対策をも併行せしむる施策を講じる等ことや生活水準の向上もあって、酒類の密造は終戦時まで漸減して行くのである。

(注1) 明治財政史 第六卷 二三一ページ「自家用酒税」。

(注2) 前掲「酒類密造矯正沿革誌」 七六ページ「当時(編注、明治三十二年から四十年まで)ハ主トシテ予防警戒ノ方法ヲ以テ旧慣ノ脱却ニ努メ……」

(注3) 明治三十二年二月二十三日横浜税務管理局長通達

自家用酒製造取締方等ニ関シ、別紙ノ通り内務大臣ヨリ各地方長官へ訓令ノ次第ニ有之(中略)其署ニ於テモ犯則等ノ予防方無遺憾様一層注意スヘシ。

(別紙)

酒類等無免許製造者処分件数

国税局等	明治36年	明治40年	大正元年	大正5年	大正10年
東京	内 170 238	内 192 261	内 198 224	内 162 214	内 162 165
関東信越	311	466	366	352	296
大阪	138	137	82	80	22
札幌	23	21	15	121	31
仙台	内 245 1,053	内 605 2,064	内 2,369 4,930	内 2,897 4,839	内 1,230 2,687
名古屋	126	121	119	131	46
金沢	155	114	28	28	21
広島	1,066	588	338	229	178
高松	288	443	418	178	50
福岡	331	230	221	284	200
熊本	748	330	344	173	83
沖縄	—	—	—	—	1
合計	4,477	4,775	7,355	6,629	3,780

- 備考
1. 資料は、主税局統計年報書（間接国税犯則行為別人員表）による。
 2. 国税局等は、当時の税務監督局の管轄区域を現在の国税局等の区域に修正した。
 3. 「東京」、「仙台」の内書は、それぞれ「千葉県」、「秋田県」に係るものである。
 4. 件数は、通告処分履行の者及び裁判確定した者の人員数を示す。

自家用酒製造ノ除外例特典ヲ廃止セラレ候処(中略)、改正法律ノ趣旨ヲ体セス密カニ酒類ヲ製造シ、為ニ法律ノ制裁ヲ受クルニ至ルモノナキヲ保セス。因テ、此際普ク管下ニ訓諭シ誤解ニ依テ犯則ニ陥ルカ如キコトナカラシムルヲ期セラルヘシ(後略)

右訓令ス

明治三十二年一月三十一日

内務大臣 侯爵 西郷從道

(藤沢稅務署例規錄・稅大資料 東京五二一四一)

(注4)

酒類無免許製造犯の罰則は、明治三十二年一月以降二十円以上千円以下、同三十四年十月以降増税と同時に五十円以上千円以下と、同四十一年三月以降三十円以上五千円以下となっている。刑法の減刑等の規定が適用されないのが、最低罰金額の水準が高くなっている。郡山稅務管理局の明治三十四年分の間接國稅犯則者処分原簿(稅大資料 仙台四四一七八)に、

同年一月、濁酒三升(五、四リットル)を密造した者に対して罰金二十円に処したこと(の記録がある)。

当時の清酒一石当たりの卸價格三十二円、玄米一石の卸價格十四円、稅務屬の初任給十円と比較すると、罰金の水準の高さを認識し得る。

(四) 明治三十四年の鹿児島県伊集院稅務署職員傷害事件

明治三十二年以降の自家用酒の全面禁止に対処して、当時、鹿児島県及び宮崎県を管轄していた鹿児島縣稅務管理局は一般的な啓蒙運動のほか、焼酎製造業者に自家用酒の委託製造の方法を奨励する等の施策を講じ、自家用酒製造に慣れていた農家の意識の転換に努めていた。

鹿児島地方における共同製造又は委託製造の方法の詳細は明らかでないが、東北地方における濁酒の共同製造の場合(注1)と異なり一応成功したとみられている。共同製造の方法がある程度普及すれば、自然密造事案の減少につながるだけに

税務当局としても積極的に奨励したものと思われる。

なお、この頃の酒類の「無免許製造者処分件数」は明らかにされていない。

(事件の概要)

被害者

伊集院税務署間税課

税務属 阿多 東

税務属 福山 義雄

明治三十四年五月十四日、阿多税務属と福山税務属は、鹿児島県日置郡阿多村(編注、現・金峰町阿多)大字白川字南谷へ密造取締のため出張した。南谷部落を選定したのは次のような理由があった。

南谷部落は周囲を山岳に取り囲まれた二十数戸ばかりの小部落であるが、そこには近くの酒類製造場に自家用酒の製造を委託する者が居ないので、密造をしているのではないかと、先頃、福山税務属が一人で同部落の密造酒の摘発を実施したことがあった。その際、やはり若干の密造者と検挙したが、そのほかにも密造の痕跡がみられたので、部落の代表者某に対して、自家用酒が必要ならば酒類製造場に委託することが妥当であると説明し、指導しておいた。ところがその後、再度同部落を訪れてみても、一向に製造を委託した者が居ないとのことであった。

このような事情を参酌し、田布施駐在所派出されていた阿多税務属と協議した上で南谷部落の密造酒の摘発を行うことにしたのである。

阿多稅務屬と福山稅務屬は、部落内の二、三戸を調査したが、全く密造の痕跡を發見し得ず、部落の者の態度も今迄と異なり横柄などが見られた。

そこで、各家庭に対する調査を打切り、山林内を搜索したところ、同日午後六時過ぎ代表者某の前面の山林に洞穴四個を發見し、その洞穴の中にしゅうちゅうやもろみの入ったかめを二十個その他蒸留器などを發見した。洞穴の隱蔽の方法や數量の多いことから判断して、部落の共同製造場であろうと考え、代表者某に差押立会を求めるところとした。

福山稅務屬が某に立会を求めたところ、某は「快諾シ同行スルコト數間ナルモ、後ヨリ同人ノ家族之ヲ擁シテ曰ク、若シ右ニ立会フニ於テハ殺サルルカラ引返スベシト絶叫スルヲ以テ（中略）家族ノ言ニ恐怖ノ念ヲ懷キ遂ニ之ヲ拒絶スルニ至レリ」という有様であつたので、人を雇い駐在所巡查へ連絡することとした。

そして、この間、二人で事後の処理を協議中「日ハ既ニ西山ニ没シ將ニ暮レントスル時ナリ（中略）村民三々五々所々ニ集合シ、形勢穩ヤカナラザル」状況になつたのである。そこで「万一ヲ慮リ容器ニハ悉ク略封ヲ施シ、巡查ノ来ルヲ待合居ル折柄、勿チ、盜賊彼レニアリ打殺スヘシ」ト其數三四十人各々竹棒或ハ棍棒ヲ携ヘ毆打セントスルニ付キ兩稅務屬ハ（中略）制服ノ徽章ヲ示シ收稅官吏タルヲ証シ（中略）理非ヲ論シタル為、一時前面ノ暴徒ノ五六間退却セシモ如何セン後面ヨリ続々ト押掛ケ遂ニ衆打ヲ受ル。福山稅務屬ハ頭部ヲ打タレタル為、路傍ノ畑中ニ倒レタリ。暴徒ハ夫ヨリ阿多稅務屬一人ヲ目掛ケテ毆打シ阿多稅務屬ハ終ニ途上ニ踞座シ、乱打ヲ受ケツツ必要書類ヲ擁護セシトキ、一人ノ暴漢大ナル棒ヲ提ケ來リ、己レニ一本打タセ呉レトテ打掛ケタルモノ頭上ニ当リ非常ノ重傷トナリ、忽チ卒倒終ニ人事ヲ弁セサルニ至リ、其時帽子書類等ハ掠奪セラレタルモノナリ。（中略）夫ヨリ漸ク正氣ニ復シタルニ付キ暴徒

ノ間隙ヲ窺ヒ引揚ケントスルモ打傷ノ為メ手足ノ自由ヲ失シ、匍匐跛行辛シテ近傍ノ人家ニ達スルヲ得（中略）。

一方ニ於テハ前段路傍ノ畑中ニ倒レタル福山屬ハ、暴行ノ間隙ニ乗シ散乱セシ書類ヲ殴打ノ為メ不叶ノ手ヲ以テ掻キ寄セ制服ノカクシニ入レ、河岸ノ竹藪中ニ避ケ之ニ応ズル策ヲ求メツツアル所ニ、暴徒阿多屬ノ方ヲ引揚ゲ、初メ福山屬ノ倒レタル所ニ来リ、其形体ノ見エザルヲ怪シミ大ニ搜索ヲ始メ、一時ハ藪ニ火ヲ掛ケ見ヨト号令スルモアリ、棒ヲ以テ突廻レト云フモノアリ、終ニ三方ヨリ棒ヲ突込ミ、一方河中ヨリハ石ヲ投込ム等ニテ逐出サントセシモ、多数ノ棒先皆幸ニ身体ヲ離レ、又石ハ足部ニ一ツ当リシノミ、竹藪中爾トシテ応ゼサルヨリ一同又怪シミツツアル所ニ、稍々一町モアル下方ヨリノ此手ニ向ツテ逃ゲタルモノアリト呼集ムル声ニ応ジテ一同ハ竹藪ノ場所ヲ立去レリ。

其隙ニ乗ジ（中略）暗ヲ探リ、人家ニ至リシ所何ソノ図ラン阿多屬カ血ニ塗ミレテ倒レ居ルニ遭遇シ互ニ相慰撫シテ夫々相当ノ手続ヲ図ル」こととしたのである。

当時、鹿児島税務管理局長から全国の税務管理局長に通報された事件顛末は、以上で終っている。加害者に対する措置、事件の動機等明らかにされていない。

現在、当時の状況を分析するには資料が十分ではない。ただ、家用酒の製造が全面禁止となつて、わずか二年余りしか経過していないので、未だ指導的な期間と考えていた時期であつた。阿多税務属もこの方針に基づき製造委託を指導していたのであろう。

たまたま多量のしょうちゅうを共同製造していた南谷部落では、検査、製造委託の指導そして再度の摘発と連続した税務署の姿勢に対し、永年の慣習から来る家用酒の無免許製造について犯罪の認識が薄かつたこともあり、集団による昂奮状態となり一挙に暴発してしまつたものと思われる。

(事後の措置など)

当時、各地にも同様の事件があつた模様で本件が切つ掛けとなつたものと思われるが、明治三十四年六月大蔵大臣から内務大臣に対し「近來、地方ニ依リテハ、酒造税法ノ施行ニ付キ免許製造者又ハ無免許製造者往々故意ニ暴力ヲ以テ収税官吏ノ職務執行ニ抵抗シ危害ヲ加フル者有之(中略)、就テハ地方官ニ於テモ亦警察官吏ニ注意シ、収税官吏ヲシテ能ク其ノ税法執行ノ便ヲ得セシムル様援助ヲ与ヘシメ、又可成ハ一面是等行為ノ予防ヲ計ラシムル様御訓示相成度」旨を要請し、内務大臣もこの要請に基づき、六月十四日付で各地方長官に対し「其管下警察官ニ於テモ法令ニ規定アル場合ハ勿論、常ニ是等行為ヲ予防スルコトニ注意シ、必要ノ場合ニ臨ミテハ適応ノ援助ヲ与ヘシムル様取計ハルヘシ」と指示した。

大蔵省としては、これらの事態を憂慮し、さらに同月開催された地方長官會議においても、大蔵大臣から直接に同様のことを要望している。

後述の様に収税官吏の職務執行に関する要請が明治三十七年一月にも行なわれているところを見ると、その後も、密造摘発の際の問題あるいは酒類製造者との間の軋轢が多かれ少なかれ継続していたものとも思われる。

(被害者に対する処遇)

阿多税務属と福山税務属の負傷に関しては、六月一日付で大蔵省総務長官から「間税検査ノ際危難ニ遭遇シ克ク其職務ヲ完了シタル段奇特ニ付キ金七拾円賞与ス」との発令があつた。^(注4)

なお、当時、阿多税務属は判任官最下級の十級俸(十五円)以下の月俸十三円を、福山税務属は同じく月俸十一円を

給せられていた。因みに、伊集院税務署長の俸給は判任五級俸（四十円）であった。

(注1) 本稿「二、(四)自家用酒製造の禁止とその対策」参照

(注2) 税大論叢第十号 大村鯉「税務署の発足」(四十一ページ)

(注3) 明治三十三年四月、各省官制通則の改正により、大蔵省に総務局が設けられ、次官は総務長官と改称された。同三十六年

十二月、同通則の改正により総務局は廃止され、総務長官は再び次官となった。

(注4) 本件の資料は、大磯税務署 秘書甲(税大資料 東京四三―五六)による。

(四) 明治三十六年の千葉県銚子税務署職員殺害事件

当時、東京税務監督局は、東京府、埼玉県、千葉県及び山梨県を管轄していた。そのうち、銚子署の属する千葉県は東京局管内でも酒類の密造犯の多いところであった。^(注1)

明治三十二年一月、自家用酒の製造が禁止さされて以来、各地での自家用酒の密造は根強いものがあつたが、これらの密造もこの頃ともなれば、純粹の自家用酒製造のほか、販売を目的とした大掛りな密造事業も見受けられるようになっていた。例えば、大蔵省では、その対策のため、各地の税関長に密造酒の運搬を監視すべきことを指示したり、また長崎県の島原税務署では、同署の管内から海路天草島まで密造酒を運搬した犯則者を、同じく船で追跡した事件があつたが、これらのことはこの辺の事情を物語っているといえよう。^(注2)^(注3)

密造酒事犯に対するこれらの対処ぶりには、自家用酒が既に従来の「細民農桑ノ辛苦ヲ医スル為メ」だけのものとは異つたものとなつているところを感ずるのである。

(事件の概要)

殉職者

銚子税務署間税課

税務属 田阪 桃三

文久三年生 四十一歳

税務属 郷戸 得龍

明治九年生 二十八歳

田阪税務属と郷戸税務属は、明治三十六年十二月下旬、二十七日までの予定で管内の八日市場方面へ間税検査のため出張していたが、最終日の二十七日早朝、霜の中を(注4)匝差郡平和村(現・八日市場市)字平木三四〇二番地濁酒製造業石毛万吉方へ臨検したのである。当時、石毛万吉は事業不振のため濁酒の製造業を休止しており、万吉自身は、東京市本所で酒類、醤油などの販売業を開業していた。

両税務属の検査に対し、万吉の長男常太郎(二十八歳)と次男半十郎(二十三歳)が酒類密造の事実を否認したが、(注5)搜索の結果、裏手製造場掛出し(酒蔵の軒先に差し出して作った小屋)の中で六石桶一個と二石桶二個に入っている濁酒を発見したのである。

犯則の直接の動機は、兄弟の父万吉の指示によるものであった。すなわち、万吉は、この年、濁酒製造の届出をせず十一月から東京市本所区に酒類、味噌などの小売店舗を構えていたが、十二月中旬帰宅して、兄弟に濁酒三石位を製造し、それを東京へ送ることを命じたのであった。兄弟は共同して濁酒の製造を開始し、二十七日には、丁度濁酒七石一

斗一升二合（一、二八三リットル）を製造したところであった。

両稅務屬は、濁酒、桶、桶ふたなどを差押え、次いで長男常太郎に対し調査を始めたので、常太郎兄弟は、父万吉に多額の罰金^{（金）}が課されるのは免れ得ないことを察した。そこで、兄弟は兩稅務屬を殺害し、その証拠を隠滅しようとして相談の上実行してしまったのである。

控訴審の判決によれば、兄弟は、「同日（編注、十二月二十七日）午後先づ兩屬カ酒蔵内ニ在リテ取調ヲナシ居ル際、其ノ入口ノ戸ヲ閉鎖シテ之ヲ抑留シ置キタル後、日昏ニ至リ被告等ハ常太郎所有ノ薪割斧、出刃庖刀等ノ兇器ヲ携ヘ東南方二尺ノ入口ヲ開キテ蔵内ニ入り之ヲ以テ兩屬ニ斬リ付ケ続ヒテ之ヲ乱撃シタル末、田阪桃三カ負傷ノ儘辛シテ右東南方入口ヨリ倉外ニ逃レ出テタルヲ傍ノ田中ニ於テ追及シ再ビ之ニ斬リ付ケ、遂ニ兩屬ノ頭部、面部其ノ他ニ數十ヶ所ノ創傷ヲ負ハシメタル末、郷戸得龍ヲ倉内ニ於テ田阪桃三ヲ倉外入口ノ附近ニ於テ殺害シ」、そして、「右兇行ノ翌日即明治三十六年十二月二十八日ニ於テ右兩稅務屬カ前日差押ノ上酒桶三ヶ（前記密造濁酒ヲ入レタルモノ）ニ施シタル封印ヲ前記製造場ニ於テ破毀シタ」のである。

翌二十八日、銚子稅務署では帰署予定日を経過しても兩稅務屬が出署しないので、菊池稅務屬に調査させたところ、兩稅務屬は二十七日朝石毛方に臨検したことまでは判明したが、それから先の消息は不明であるということであった。

ただ、二十八日朝、平木の農家が石毛方に近い自分の畑に血痕が点在しており、人の生齒が落ちていたので、早速巡查駐在所に届け出たが、駐在巡查は一応石毛方を訪ねたものの不審な点はないと処理してしまった点には恨みが残る。

銚子稅務署は、福岡警察署（現・八日市場警察署）と共同して捜索中、偶々二十八日石毛方から多数の酒樽が搬出されたことが分つて、濁酒の密造の事実をつきとめ、さらに附近の畑の血痕、生齒等によって石毛方に対する疑問を強

めた。

石毛方やその附近を搜索したところ、血痕の凝結した斧や出刃庖丁、両税務属の折靴、血痕の附着した襦袍(どてら)、血痕点在の土蔵内の卓子、死体運搬の際の足跡等々を発見し、さらに郷戸税務属の制服のポケットから血まみれの差押目録(密造濁酒七石一斗一升二合を常太郎立会の上、十二月二十七日午前八時から十一時までの間に差押えたという記録があるもの)、田阪税務属の手帳(石毛方に臨検した後の経過が記載してあるもの)、郷戸税務属の手帳(濁酒の数量算出の根拠等が記載してあるもの)及び桶に残った郷戸税務属の封印の跡(桶の封印は破棄され濁酒は搬出されていたが、桶に押捺した印影が「郷戸」と読みとれるもの)を発見したのである。

これらの結果、兄常太郎は自宅で、弟半十郎は香取郡山倉神社の祭祀に参詣しているところを逮捕された。半十郎は郷戸税務属の懐中時計を所持していたといわれているが、両税務属のことに關しては一向に自白しなかつたという。

檢察当局としては、両税務属の生死を確かめることが先決となり、近隣の村民の協力を得て、一方では懸賞搜索まで行ったが全く手掛りはなかつた。

四日目の十二月三十一日、搜索隊の一隊が偶々石毛方から約四百米離れた松林で休憩したところ、近くの麦畑の畦の土の色が変つていたので、試みに突いてみると地層が軟かく手応えが感じられた。その結果は、

「平和村字六合三七四五番地畑ニ臨ミ甲乙ノ死体ヲ発掘セリ。前者ハ鋤ヲ以テ後者ハ鍬ヲ以テ穴ヲ穿チ埋メタルヲ認ム。両死体共着衣ノママ荒縄ヲ以テ幾重ニモ縛シ、顔面頭部等幾十個所ノ創傷アリテ恰モ石榴ヲ石ニテ潰シ龜裂ヲ生ジタルガ如ク……」と検証調書の記録が説明している。

以上の兄弟の兇行に対して、明治三十七年八月八日千葉地方裁判所は、謀殺及び封印破棄の罪として死刑を言渡した^(注8)が、兄弟の控訴のため、さらに宮城控訴院が、明治三十八年五月十八日、同様に謀殺及び封印破棄の罪に該当するとして死刑を言渡したのである。

控訴審において、裁判所は兄弟の犯行であると判断した理由を次のように述べている。

- ① 十二月二十七日両税務属が石毛万吉方に臨検したことは、兄常太郎の公判廷における供述により、
- ② 同日、両税務属が搜索の結果、密造濁酒を発見し差押えたことは、①十二月三十一日石毛万吉所有の畑地から発見した田阪税務属の税務署用手帳に「十二月二十七日石毛万吉方酒類製造場ニ臨検シ、石毛常太郎ヲ立会ハシメ、搜索ノ上製造場掛出シノ中ニ隠蔽シアリタル濁酒七石一斗一升二合ヲ発見シタル旨及密売ノ目的ニテ製造シタリト常太郎ニ於テ供述シタ」る旨の記載があること、③十二月三十一日発見された郷戸税務属の死体の洋服のポケットの中にあつた差押目録（郷戸税務属と常太郎の署名捺印のあるもの）に「一、濁酒総石数七石一斗一升二合（中略）右ハ石毛万吉酒造税法違反ニ関スル証憑物件ト認メ明治三十六年十二月二十七日午前八時ヨリ差押ニ着手シ同日午前十一時差押ヲ終ル」旨の記載があること及び④密造濁酒は父万吉の指示により弟半十郎と共同して製造したという兄常太郎の検事に対する供述があることにより、

- ③ 十二月二十七日日昏後製造場で、兄弟が両税務属を、薪割斧等によって殺害したことは、①十二月三十一日の検事に対する供述の中に「酒倉内ニテ田阪殿ト半十郎ト揉合ヒヲ始メラレタル故、自分モ半十郎ヲ助ケ田阪ノ体ヲ押シ倉ノ異ノ口ヨリ出テタル時、強ク押シタル為メ半十郎ト田阪トハ田ノ中ニ落チタルニヨリ、自分モ田ニ下リ向フノ畑ノ上リロニテ握拳ヲ以テ田阪ノ面部ヲ数多打チタル為メ半十郎ヲ捕ヘ居リタル手ヲ離シ、却ッテ自分ト田阪トノ組打ト

為り、暫ク田ノ中ニ倒シ揉合ヒノ処ヘ再ビ半十郎ガ来テ、「自分ノ頭ガ危キ故少シ離レヨ」ト言フヤ、薪割斧ニテ田阪ノ面部ヲ強ク打チタレバ、最早争フ勢ノ衰ヘタルニ因リ自分ハ直チニ田阪ヲ引キナガラ倉ノ方ヘ来ルト、入口ノ処ニテ又自分ニ取付キタル時、半十郎ガ一ツ打チキ其処ニ倒レタルトキ幾度トナク打チタル為メ全ク絶命セラレタリ。」

「自分ハ郷戸殿ハ如何ニ致シ居ルヤヲ知ラズ、倉ニ入り見レバ同人ハ高机ヨリ少シク巽ノ方ニ寄り倒レ居リテ既ニ死声ヲ発シ居ルニ付キ、自分ハ急ギ竈ノ上ニ在リシ肴切庖丁ヲ持来リ、郷戸ノ頭部ト思フ所ヲ三ツ四ツ切りタリ、而シテ死声ヲ発セザルニ至リタルヲ以テ之ヲ止メタリ、郷戸殿ノ後頭ニ「ナイフ」ノ突傷アルハ、自分ガ田阪殿ヨリ奪ヒ居リタル「ナイフ」ヲ以テ死声ヲ止メントテ突キタルモ、猶ホ止マザルヲ以テ、庖丁ヲ持来リテ切りタリ。」とあること、㊤十二月三十一日付検証調書に、酒倉の中の高机に附着している血痕、敷居に迸射したような血痕、常太郎所有の襦袢の血痕、酒倉外の水田の足跡等を認めた旨の記載があること、㊦鑑定書に、郷戸税務属には致命傷となつた四個の創傷を含めて五十三個の外傷が、田阪税務属には致命傷となつた二個の創傷を含めて三十一個の外傷があるが、致命傷となつた創傷は重量のある斧のような鋭器によるものと認められる旨の記載があること、㊧兄常太郎と共に両税務属の死体を埋めた旨の半十郎の公判廷における供述等を参酌することにより認め得るとしている。

両税務属は、二十七日午前八時前に石毛万吉方に臨検し搜索の結果、証拠物件の差押を午前十一時に終了している。その後の調査を含めても午前中には、犯則調査の大半を終えているものと考えられるが、仮に書類の作成等のため午後になるまで作業したとしても、日没後まで酒倉内に居る必要があるとは考えられない。判決はこの点について「被告等八日没前若干時ニ於テ外部ヨリ酒倉ノ戸ヲ閉サシ、以テ両税務属ヲ抑留シ置キタル事実ヲ認ムルニ難カラズ。……被告

等ハ初メニ総テノ出入口ヲ閉鎖シ置キタルモ東南ノ出入口ヨリ蔵内ニ闖入シ、其ノ戸ノ開閉ヲ容易ナラシメタルニヨリ、終ニ桃三ヲシテワズカニ逃路ヲ得セシメタルコトヲ推断スルニタル、而シテ此閉鎖抑留行為タル畢竟殺害ノ準備ニ外ナラザルモノト認ムルヲ以テ、之ヲ以上ニ列挙シタル各証拠ト參酌スルトキハ被告兩名ハ両稅務屬ヲ殺害センコトヲ予謀シ之ヲ遂行シタル証憑十分ナルモノトス。」と判断し謀殺罪の理由としている。

封印破棄罪については、石毛万吉の酒造稅法違犯事件調査のため、同人方や製造場を十二月三十日搜索した際に発見した濁酒一石一升八合入りの六石桶一個、同一石五斗三升四合入りの二石桶一個、二石桶一個、泡附着の蓋一個には、合計十六ヶ所の破棄された封印の跡があり、そこには郷戶稅務屬の認印の痕跡が認められたほか、十二月二十八日には濁酒十樽を半十郎と近所の者が八日市場の通運会社に運んでいること等から、兄弟は郷戶稅務屬の封印を破棄したと判断している。

兄常太郎は、この判決に対し④供述は警察署における拷問の結果による不実のものである、⑤酒の密造はしていない、⑥兩稅務屬を殺害していない、⑦倉の戸を閉鎖した事実はない、⑧肴切庖丁を使用した覚えがないので、謀殺罪を適用したことは法律適用の誤りであるとして、弟半十郎は、本件には全く無関係であると過去供述しているのに、謀殺罪を適用したのは法律適用の誤りであるとしてさらに上告したのである。

これら上告の趣旨に対して大審院は、事実の認定や証拠の判断に対する批難に過ぎないものと判断し、明治三十八年六月三十日上告を棄却した。

兄常太郎だけはさらに、①警察署及び予審における供述は拷問の痛苦を免れるため、また、精神錯乱したためのもの

で虚偽のものである。特に当日は田阪税務属から追撃され危険となったこともあるので、更に審理してほしいと再審の訴をしているが、大審院は再審の条件を具備していないとして、明治三十八年九月一日判決で再審の訴を棄却した。

職務執行中の税務官吏が惨殺された事件ではあるが、犯罪の内容はさして複雑なものではないと考えられるのに、何故兄弟が上告し、さらに再審の訴までしたのか説明できる資料は見当らない。

(両税務属の経歴など)

田阪属は山口県生、明治三十六年十一月二十五日銚子税務署勤務、判任官八級俸(月額二十五円)。十二月二十七日付六級俸(月額三十五円)賞与三百円)

郷戸属は新潟県生、明治三十六年八月六日銚子税務署勤務、判任官十級俸(月額十五円)。十二月二十七日付八級俸、賞与三百円)。因みに、当時銚子税務署長は四級俸(四十五円)であった。

両税務属の葬儀は明治三十七年一月五日銚子税務署に程近い宝満寺において営まれたが、銚子町未曾有の盛儀で税務署から宝満寺までの間数百メートルは、行列によって埋ったと伝えられる。

その後、浄財を以て建碑があり、明治三十七年十二月二十七日その除幕式が行なわれた。

碑表の「嗚呼税務官吏遭難之碑」は、曾根荒助大蔵大臣の筆による。なお、碑誌は次のとおりである(原文は漢文体)。

明治三十六年十二月二十七日、銚子税務署税務属田阪桃蔵(編注、桃三)郷戸得龍、匠嗟郡平和村酒造業某家の税法

違反の檢挙に當りてたまたま暴行に遭う。二官屈せざるも遂に家人の戕しやう（編注、殺）すところとなる。同僚及び有志の者八十人、職に殉じたる二官を恤れみ資を捐ててこれを弔い、また、碑を建てて以てその烈云を紀す。

明治三十七年十二月二十日

東京稅務監督局長

從六位 池袋秀太郎 誌

本事件は全国の稅務官吏に大きな影響を与えたものと思われるが、稅務当局が爾後の密造酒類取締にどのように対処したかについての明らかな資料はない。ただ、事件後間もない明治三十七年一月二十日、東京稅務監督局長から「犯則事件ニ関スル差押目録ハ、証憑物件ノ差押ヲ終ルト共ニ作成スベキ手順ナルニ、往々顛末書作成後ニ於テスルノ聞ヘアリ、斯クテハ其ノ手續ヲ誤ルノミナラス或場合ニ於テハ重大ナル結果ヲ生スルノ虞アルヲ以テ自後犯則檢挙ニ際シテ特に注意セシムベシ」という通達（注9）が出されているが、これがその頃の問稅職員の一般的風潮を戒めるだけのものではなかつたのか、本事件における郷戸属作成の差押目録の重大さを見直したものでどうか、その意図は明らかではない。（注10）

また「明治三十七年一月、近時、酒稅徵稅官吏に対する暴行各地に続出するを以て、此月、大蔵大臣は特に内務大臣に牒して其保護を求む。」（醸造雜誌明治三十八年一月、三〇四号）との記録を酒造組合中央会沿革史（第一編）が紹介している。

既述の伊集院稅務署職員傷害事件のところのように、稅務官吏を巡る紛争は密造事犯のほか、種々のものがあつたとが理解される。この明治三十七年の大蔵大臣の要請は、本件とは無縁のものとは思われないが明確に裏付けるものは

ない。ただ、三十四年に引続き要請しなければならなかった当時の情勢はどのようなものであったのだろうか。

(注1) 前出「酒類無免許製造者処分件数」のうち、「東京」の分参照

(注2) 明治三十六年十二月二十八日付長崎稅務監督局の島原稅務署長に対する通達

酒造ノ取締ニ付テハ水陸共ニ監視其宜ヲ得テ初メテ完釐ヲ期スルヲ得ベシ。近来……水上モ亦陸上ト同様其監視ヲ嚴密ニスルノ必要ニ迫リタルヲ以テ本月二十三日目賀田主稅局長ヨリ各稅関長ニ向ケ……犯則アリト思料スルモノ見聞ノ節ハ直ニ收稅官吏ニ通報……スルコトニ照会致シ置カレタル旨通牒有之候(後略)(稅大資料 福岡四八一五四)

(注3)

明治三十六年三月二十日島原稅務署長の協力者表彰に関する上申書原議
(管内南有馬村大江名某の天草郡における酒類密造事犯の檢舉に關して、管内口ノ津村南某の汽船を借受けて天草郡へ急航したところ)時ハ恰モ大江ヨリノ密牒船モ到着シ、投錨セントスル最モ貴重ノ場合ニシテ、……(後略)

(稅大資料 福岡四八一五七)

(注4) 当日、銚子地方の天候は、「晴。○・五度、平年より三・三度低い。氷」で、八日市場方面の気温はこれを下回る(銚子地方氣象台)。

(注5)

明治三十三年三月制定の「間接國稅犯則者処分法」(現行 國稅犯則取締法の前身)第二条に「收稅官吏ハ犯則事實ヲ証明スヘキ物件、帳簿、書類等ヲ藏匿スト認ムル場所ニ臨檢シ搜索ヲ為スコトヲ得」という規定がある。なお、昭和二十二年四月現行法に改められた。

(注6)

本件は、石毛万吉の酒造税は脱犯に該当するのか、単一の密造犯になるのか明確にされていないが、もし、ほ脱犯ならばは脱税額の五倍で五百三十円位の罰金が、密造犯とすれば三百円位の標準的な罰金が算定される(木更津稅務署・明治三十五年例規 稅大資料 東京四五五一)。

(注7)

財務協會雜誌、昭和十一年二月号「遭難稅務官吏追悼会と殉難當時の状況」では、兩稅務屬の死体発見の日(十二月三十一日)前に逮捕したように述べられている。山倉神社(山倉大神、祭神は高皇產靈神外二神)の祭礼(十二月七日)は、鮭を奉納して行なわれ、漁業関係者の信仰がある。当時、祭礼は旧曆で催されているといわれているので、明治三十六年十二月七日を新曆になおすと、明治三十七年一月二十四日となり、月日が前後して不明確である。半十郎の逮捕が死体発見後と

なつたのか、祭礼当日ではなかつたのか明らかでない点は残る。

(注8) (旧刑法) 第二百九十二条 予メ謀テ人ヲ殺シタル者ハ謀殺ノ罪トナシ死刑ニ処ス

(同) 第二百九十四条 故意ヲ以テ人ヲ殺シタル者ハ故殺ノ罪ト為シ無期徒刑ニ処ス

(注9) 東京税務監督局長 訓乙第二九号(木更津税務署例規録 税大資料 東京四五―五一)

(注10) 本件の資料は、前掲のほか、財務協会雑誌 昭和十一年二月号「遭難税務官吏追悼会と殉難当時の状況」(税大資料 東京四三―二二四)、税 昭和十一年二月号「遭難税務官吏追悼録」(税大資料 本校四三―一〇一九)及び間税職員殉職関係資料(税大 資料本校五三―一)によつた。

丙 大正六年の秋田県秋田税務署職員傷害事件

明治三十二年以降、税務当局は取締と指導とを併行して実施して来たが、自家用酒の製造が全面的に禁止されてから十年を経た明治四十年頃以降その取締は、本格的なものとなつて行つたようである。

明治三十二年以降の東北六県における密造取締の状況は次表のとおりであるが、秋田県、宮城県及び岩手県における検挙件数の多いことは注目される。

酒類密造犯検挙件数表

	秋田県	岩手県	宮城県	山形県	青森県	福島県	計
明治三十二年	四一	一六三	二五三	一七六	一三七	二六	一、一六六
三十三年	四五三	三二〇	一八七	一四三	一六五	二三四	一、五〇二
三十四年	四六一	二八八	二二六	一〇五	一二九	一四二	一、三六一
三十五年	三二六	一九七	一七〇	八〇	一三〇	九二	九九五

三十六年	三八四	一一八	二三九	一一〇	一七二	二〇六	一、二三九
三十七年	四二四	三六九	五〇六	一四四	二五二	二二五	一、九一〇
三十八年	四〇七	二八四	四一八	一三四	二三三	一〇八	一、五七四
三十九年	六九二	二四五	七五一	一九八	二七一	一六六	二、三二三
四十年	六六二	三〇八	八四九	一〇二	一八二	一五六	二、二五九
四十一年	八二七	三八六	一一八	一四一	二三二	二六二	二、九七六
四十二年	一、二二四	六九九	一、一五三	三一四	二四一	三五三	三、九八四
四十三年	一、七一三	八一六	一、〇八一	二四三	三一〇	三〇九	四、四七二
四十四年	二、七二七	一、二〇三	一、〇四三	二二八	三四三	二七一	五、八一五
大正元年	二、三二九	一、五二九	八五三	二三三	一五五	二四七	五、三四六
二年	一、四八五	一、二五八	五八九	一九一	一一三	一四六	三、七八二
三年	一、二二五	八四六	四五一	一七一	一〇四	七八	二、八七五
四年	二、一九二	八六五	四六三	二六一	一三八	七九	三、九九八
五年	三、一六一	一、〇八三	六〇七	二〇六	二三九	九二	五、三八八
六年	二、一五七	一、四六三	五四〇	一三五	一三五	一〇四	四、五三四
七年	一、二二一	一、一四四	三五一	一二六	一一一	二四二	三、一九五
計	二四、四八一	一三、五八四	一、八六八	三、四五一	三、七八二	三、五二八	六〇、六九四

明治四十二年頃、密造取締がようやく厳格に実施されるようになった頃、東北地方において密造激甚地として挙げられるのは、秋田県全域と青森県や岩手県などの一部の地方であったが、その後の指導や取締の結果、全般的に減少傾向を示したものの秋田、岩手の両県だけは、大正五年頃までも密造激甚地として残っていたのである。

元來、農村における酒類の自家製造は永年の慣習であつたのであるが、この酒類の自家製造の禁止は農家にとっては一種の食料問題の革新でもあつた。しかもこれらの農家には自家用酒製造の禁止の趣旨が徹底せず、かつ、①自家用酒の製造は本来の悪事ではない、②小さな密造犯を処分するのは法律の目的ではない、③税務官吏の取締は自分の成績を上げるため、罰金のうち何割かは賞与として貰うのではないかなどの誤解もあり、これらが税務官吏に対する怨恨となり、一方、犯則者に対する一般的な同情となつて相互庇ひ合うといつた傾向さえみられたのである。

かつて、秋田、青森の一部で濁酒造りが嫁入りの一条件とさえいわれていたこともあり、この地方出身の税務官吏が少ないのは、濁酒摘発のため、税務署に勤めることが嫌らわれた結果とさえ伝えられているところをみて、東北地方の日常生活における密造酒との密着ぶりが伺える。

当初、税務官庁側としては、このような事情を無視し、単に取締によつて密造の絶滅を図ろうとしたのであるが、やがて厳格な摘発だけでは、却つて多くの反発を招き密造矯正の効果を挙げることの難しさを知るのである。

仙台税務監督局は、密造の事前防止策の必要性を感じ、大正二年頃以降種々の矯正策を講じることとした。^(注3)東北六県の地方官庁、警察署、裁判所、陸軍、刑務所などに協力を要請するとともに、各地に酒類密造矯正会の設立をすすめる一方、米穀と清酒との交換制や廉価清酒の供給策を講ずる等きめ細かい施策を実施することとしたのである。例えば次表のような図表を作成し、密造による罰金額の多額なことを納付することの虚しさを訴えている(秋田県下酒類密造概況書 大正四年 仙台税務監督局)。

酒類密造について硬軟両様の施策を講じつつ、その成果も逐次挙がりつつあつた頃、秋田税務署管内(現大曲税務署管内)において、密造取締に従事中の税務職員が農民から暴行を受ける事件が発生したのである。

(事件の概要)

被害者

秋田税務署問税課長

税務属 大友 喜四郎

秋田税務署問税課員

税務属 切田 親 幸

同

同 木村 武雄

同

同 庄内 庄司 伝次郎

大正五年六月二十四日大友課長は、課員の切田親幸属、平田節藏属、高橋浩属、木村武雄属、庄司伝次郎属、齋藤覚三郎属、須田茂雇員及び和知有造雇員とともに秋田県河辺郡船岡村猫の沢部落（現仙北郡協和町船岡字猫の沢）の密造取締を行うこととした。猫の沢部落は三十戸ばかりの小さな部落であるが、密造の方法が巧妙で、また税務官吏に対し暴行を加える等のことのあるところ、注意を要する部落とされていた。

一行九名は、六月二十四日午前四時半頃から五時までの間に猫の沢部落の調査を終り、庄内部落へ行くところとしていたところ、猫の沢部落の五十嵐鉄之助が同じく庄内部落の方へ行くところとしていたので、密造取締のあることを知らせに行

くのではないかと疑って質したところ、鉄之助は「お前らに用事はない。馬鹿野郎」と言っ行って行き過ぎた。その後一行が庄内部落へ行く途中、鉄之助の妻が庄内部落から下りて来るのと行き会った。何となくおかしいので、「何処に行つたのか」と質ねると、「水田の水の手入れに行つた」と弁解するので、その田に案内させようとしていたところ、再び鉄之助が来かかつて「どうして女を引張り回すのか」と云ひつゝのり、遂に木村属に組付いて来たので、他の税務職員が鉄之助を取り押さえ、その場を事なく済ませて、一行は庄内部落へ向つた。

鉄之助夫婦は、税務職員に取り押えられたのがくやしかつたので、部落の者の助勢を得て報復しようと考え、人を使つて部落の者を集め、鉄之助は五十嵐七藏他十数名の者に「税務職員のために殺されようと思はれたので、庄内部落からの帰途を待つて仇討ちをする。」と言つた。鉄之助の親戚七藏は一同に「協力しよう」と持ちかけた。一同は税務職員にはいずれも反感を持つていたので賛成し、一行が通過の際は盤木を打つこととし、その合図により集ることとした。

税務署一行が庄内部落を午前六時頃出発し、猫沢部落の白山神社附近を調査し、再び猫沢部落へ向おうとして神社前を通りかかったとき、盤木の合図によって、七藏ほか数十名の部落の者が雨の中鎌や鉞を持って、白山神社前の田圃に押し寄せ、「群衆力ヲ利用シテ右税務属等一行ヲ襲撃シ騷擾ヲ逞フシタ^(注5)」のである。

この襲撃の結果、大友課長は鉄之助と五十嵐鶴吉から鎌で頭部に、庄司属は鉄之助と斉藤留吉から鎌と鉞で頭部と左腕に、切田属は鶴吉から鎌で背部に、木村属は五十嵐角之助から鎌で頭部に傷を受けたのである。^(注6)

この日の密造取締の状況については、切田属は次のような日記を残している。^(注7)

六月二十三日(金) 此夜十一時ノ夜行列車ニテ船岡村猫沢ニ密造取締トシテ出張ス。同行者高橋清七君ヲ除キ間税全員九名ナリ。

和田駅ニテ下車シ同駅ヨリ山路約四里月ナク道暗シ。未明(編注 六月二十四日) 目的地ニ着ク。手ヲ別ケ取調べタルモ何ラノ形跡ナシ。此処ノ戸數ハ約三十モアラン。山奥ノ沢ヲ開拓セシ場所ニテ地形ヨリ考フルモ犯則者多カラント思ヒシニ意外ナリシコトヲ談シ、尚ホ其奥約十町ノ庄内部落ヲ視察スル目的ニテ猫沢ヲ引上ゲシガ、途中猫沢ノモノニテ五十嵐鉄之助トカ云フ者夫婦ノ挙動不審ナルヲ、目撃セル木村武雄君近ツキテ誰何セシニ、三四語ヲ交フル内互ニ感情ヲ害シサテハ取組合ヒヲ始メ、庄司君齊藤君助勢シ漸ク同人ヲ取伏セタリ。此時余等大部分ハ別ノ細道ヲ辿リ居リシニヨリ早速木村君ノ方ニ馳セ付ケ両方ヲ引分ケ、鉄之助ニハ不心得ナキ様訓戒セシモ、余程激シ居リシモノノ如ク目ニ血ヲ上ゲ告訴スルトカ何ントカ謂ヒナガラ帰り行キタリ。

木村君、庄司君ハ取組中ニ顔部等ニ少シク擦過傷ヲ負フ。此出来事ハ暫時ニシテ、一大不幸ヲ招ク因ヲ為セリ。

庄内部落ヲ巡回シ、区長ノ処ニテ、朝ノ丸飯ヲ食シ、今日ハ更ニ得ル所ナキニヨリ早々ニ切上ゲントシ、帰途ニ赴キシガ、尚ホ念ノタメ猫沢部落ノ北方白山神社ノ後方ノ山林ヲ搜索シ異状ナキヲ認メ猫沢ニ出デントセントキ、同方面ヨリ藁笠ヲ着ケタル部民約三十名、余等ノ方ニ向ッテ来ルヲ見ル。其形勢穩ヤカナラザルガ如キモ引返スベキモアラザリシニヨリ、余等モ其儘進ミシガ、農民等余等ニ近ツクヤ、先頭タリシ大友君ニ物ヲモ謂ハズ手ニ持テル鎌ニテ幾回トナク峯打チヲ食ハス。場所ハ水田ノ中ニシテ細キ畦畔ヲ辿リ来リシ故、之ヲ救ハントスルモ進退自由ナラズ、且ツ此朝ヨリ降りシ雨ニ下半身ヘ尽ク濡レ、各自防水マントヲ纏ヒ居リシヲ以テ手サヘ容易ニ出ス能ハズ。

部民等ハ益々暴行ヲ敢テセントスル模様ナルニヨリ退キ走ルヨリ他ニ途ナキヲ知レリ。余ハ水田ヲ横切り庄内方面ニ

向ハントセシガ、短靴ヲ穿キ居リテ其一方ヲ脱靴シタル等ノタメ、他ノ同僚ヨリモ稍々遅レシガ用水ヲ飛越ヘントセシトキ、追ヒ掛ケ来レル一農民(予審決定ノ結果、五十嵐鶴吉、四十二年ナルコトヲ知ル)ノ為メニ其持テル長柄ノ利鎌ニテ右肩下背部ヨリ肺ニ達スル重傷ヲ蒙レリ。但、当時ハ丸太ノ如キモノヲ以テ強ク打タレタリシガ如ク感シ、一時呼吸止マリシガ勉メテ現場ヨリ逃ゲントシ約二丁ヲ歩シシモ呼吸甚ダ苦シク、且ツ背部ヨリ微温湯ヲ流シ掛ケラルル心地シタルヲ以テ初メテ負傷セシコトニ氣付キ、手ヲ背先キニ廻ハシ探グルニ血液甚シク傷軽カラザルヲ知ル。因テマントヲ脱シタル処背部ヲ長サ約三寸程切レアリ。再ビ勇ヲ鼓シ歩行セントキ恰モ同ジク庄内方面ニ向ヒツツアル平田節藏君ニ追ヒ付ク。因テ負傷ノ旨ヲ語り、歩行困難ナルニヨリ人夫ヲ庄内ヨリ遣サレンコトヲ頼ミタル処、同君ハ此処ニ愚図々々シ居リテハ危険ナルニヨリ勉強シテ庄内マデ行カレヨト云フ。已ムヲ得ズ、二箇所ニテ休息シ漸ク庄内ニ辿リ付キ、一民家ニ入り携帶セル手拭ニテ傷部ヲ結ビ貰ヒシガ、シャツ、テョッキハ尽ク血液ニ染マル。(中略)負傷場所ヨリ此処マデハ約七・八丁モアルベシ。後ニ自分ナガラヨク歩イタト感心スル。カクスル内、他ノ一民家ヨリ使ヒアリ。避難者集マリ居リシニヨリ来レト謂フ。其者ニ負ハレテ行ク。布団ヲ敷イテ貰ツテ伏ス。負傷者ハ余共四人。大友君ハ頭ヲ稍々重傷、庄司君ハ腕ヲ、木村君ハ頭部ヲ、二君トモ軽傷。余ハ最モ重シ。(中略)

「恰モヨシ、当時仙北郡荒沢鉾山ヨリ庄内ニ通ズル工用ノ電話アリ。之ヲ利用シテ荒沢鉾山ノ病院ニ医師ヲ要求シ、兼テ署ニ危ヲ報ズ。負傷ハ朝七時頃ニシテ約四時間ヲ経テ荒沢ヨリ医師一名、看護婦一名来ル。(中略)次デ署ヨリ千葉署長、鈴木鷹巢署長外数名、秋田病院ヨリ森谷医学士来ル。(中略)余等ヲ收容シ呉レタル小笠原竹之助方ハ家族共頗ル親切ニテ祖母ナドハ枕頭ニテ種々慰メ呉レシハ実ニ嬉シカリキ。」(後略)

本事件は、騷擾公務執行妨害傷害事件として審理の結果、大正五年十月十九日秋田地方裁判所において、懲役五年三名、懲役一年五名、罰金三十円三名、罰金二十円十二名の判決があり、全員二十五名のうち十五名が控訴し、さらに上告している。

上告の理由は、①七蔵を騷擾罪の首謀者とするのは法律判断の過誤か理由不備である。②角之助等の行為を率先助勢とするのも同様に法律判断の過誤か理由不備である。③七蔵等は税務職員の仕事の執行を妨害する認識はなかった。税務職員の帰途を襲撃したのであるから公務執行妨害罪には該当しない等というものであったが、いずれも大審院の容れるところとはならなかった。^(注8)

(税務職員の後々の処遇等)

負傷した四名の職員のうち、最も重傷であった切田税務属は、同年十月十一日までの百余日間入院している。同税務属は事件発生の数日前間税課長昇任の内示を受けていたのであるが、負傷のため体調が整わず遂に昇任は見送られている。事件より一年経過した大正六年六月三十日の日記には、

「定期ノ昇給アリ、余ト数年來或ハ殆ソド任官同時ヨリ毎期昇給ヲ共ニシタル数名ハ其数ニ加ハリタルモ余ノミ取残サレタリ。昨春ノ災ナク課長トシテ出テ居リシナラバ洩レルコトナカルベカリシナラン(後略)」と悔恨の思いを記さざるを得なかった。

負傷した四名の税務職員に対しては、特別賞与金が支給されている。序列に従って、大友課長へ百円、切田税務属へ五十五円、木村税務属へ二十五円そして庄司税務属へ二十円となっている。^(注9)

(事件後の反響等)

本事件は、単なる暴行傷害事件ではなく、騷擾事件として判断されているところに特徴がある。当初このような事件が発生したのは、単に税務署の取締が非常に冷酷なものであったことが原因ではないかと疑う者もあったためか、新聞などでも税務官吏が横暴であったので事件を誘発したという非難があった。税務当局としては、本事件が密造矯正事業にどの様な影響を与えるか心配であるばかりでなく、税務当局の態度に世間の注目があると考え処理に当った。やがて事件の内容が明らかになったところ、従来税務当局に対する悪感情は一変し、秋田県における密造矯正に対する気運は一層盛り上ったという。(注10)

仙台税務監督局は、爾後引き続き密造矯正事業に対し一方ならぬ努力を傾けている。それは、

- 一、秋田県下酒類密造概況書 (大正四年・七三ページ)
- 二、秋田県酒類密造矯正概況書 (大正八年・三〇ページ)
- 三、酒類密造矯正事蹟調査書 (大正八年・一一九ページ)
- 四、東北六県酒類密造矯正沿革誌 (大正九年・七四七ページ)
- 五、秋田県聯合密造矯正会記事 (昭和三年・五八ページ)

の引続く防止活動図書の出版によっても理解できる。

そのうちの酒類密造矯正事蹟調査書に、本事件の発生地である秋田県河辺郡船岡村(現仙北郡協和町船岡)は、交通不便を奇貨とし殆んど毎戸に自醸濁酒を飲用している特殊な村落であったが、大正五年の猫沢事件を契機として矯正事業の促進を図り、祭典、祝日等を整理して飲酒の機会を少なくすること、田植等の際の傭人に提供する酒類を制限(一

合以下) するなどの具体的施策のほか、精神講話を通して知識の昇揚を図った結果、大正六年以降八年(七月)までの検挙件数一件となるなど主旨の徹底を見ることが出来たと記されている。

(注1) 前掲沿革誌 九〇ページ

(注2) 財政(昭和二十六年二月号)「わが局を語る」仙台国税局長黒金泰美

(注3) 前掲沿革誌 九八ページ

(注4) 米酒交換制度等は、最近においても話題になるので、当時の方法を紹介しておくこととする。

①米酒交換 清酒製造の時期に農家に玄米一石と清酒一石分の造石税で清酒一石が入手できるとされていた。大雑把な計算をすれば、大正五年当時、秋田市における玄米一石(卸価格)約十一円七十六銭と酒造税二十円との計は三十二円弱。これに対し清酒一石は四十四円六十六銭(秋田市内の平均卸売価格)となる(価格は大正五年度税務統計年報書)。

②廉価酒の供給酒類密造矯正組合員に限り清酒を卸価格で販売するもの

(注5) この事件の概要は、前掲沿革誌 一五五ページ「宮城控訴院判決の理由」による。

(注6) 前掲「判決の理由」による。

(注7) 当時秋田税務署税務属切田親幸氏の日記(明治四十年から大正十二年までの十七冊のうち、大正五年分)のうち六月二十三日の分(税大資料 仙台四三〇七一一〇)

なお、六月二十三日付の日記は、負傷が小康を得た九月二日に記されている。

(注8) 前掲沿革誌 一六七ページ

なお、本事件については、「ドキュメント日本人7 無告の民」(昭和四十四年学芸書林)及び「どぶろくと抵抗」(昭和五十一年たいまつ社)において、自家用酒製造を取り上げた権力に対する農民の反抗という面から著述されている。特に、後者においては、偶然、数人で一行を襲った事件なのに、どうして二十五名が騒擾罪など一連の罪で服罪しなければならなかったのか、そこには事実誤認があったとしている。

なお、実行者の点について前掲「切田日記」には、「大正六年五月十一日（前略）猫ノ沢事件ノ第二審公判ガ今日ノ五時頃ヨリ開カルルカラ傍聴セヌカト云フ。宮城控訴院ニ行ク（中略）漸ク猫ノ沢事件公判開廷、控訴セシ被告人十五人尽ク入廷シ弁護士ハ五名来ル。例ノ鉄之助ハ殆ント事実ヲ否認或ハ曲弁シ、白山神社前ニテ多数ノ稅務官ヲ或ハ打チ或ハ追ヒシハ自分一人ノ所為ニテ他ハ暴行等ハ更ニ為サス。且ツ自分ニ継キテ多数ノ人来リシニアラズシテ、偶々四五人ノモノ田ノ水ヲ檢スルニ出テ居リシガ、ソレ等ノ者ガ自分ヨリ約十間モ後ニ居リタルノミナリシト謂フ。裁判長ヨリ其ノ方ガ唯一人ニテ克ク九名ノ稅務官吏ヲ追ヒ散ラシタルカト問ハレ、時々横槍ヲ入ラルルニ答弁甚ダ曖昧ナリ。（後略）」と記されている。（税大資料 仙台四三—七—一一）

〔注9〕 前掲「間稅職員ノ殉職關係資料」

〔注10〕 前掲沿革誌 一〇七ページ—一〇八ページ。猫ノ沢事件ノ反響等

三、沖繩県酒類出港稅則違反に関する遭難事件

（一）沖繩県酒類出港稅則制定の意義

沖繩県の酒稅制度は、明治十二年の県制施行後も、本土各県とは異なり特殊な運用の下におかれていた。「沖繩県ニ於ケル租稅制度ハ旧琉球藩廢止ノ後モ主トシテ従来ノ旧慣ニ依レルヲ以テ酒稅ニ関シテモ亦内地一般ノ制度ト異ナルモノ」^{〔注1〕}があつたのである。

旧琉球藩時代における沖繩県の酒類は、おおむね焼酎が生産されていた。この「焼酎」には二種類があり、米、麦、粟を原料とするいわゆる「泡盛」ときびを原料とする薬用のものがあつた。泡盛は首里村（現在那覇市）に限って製

造が許され、免許者は三十人程度に限定されていた。これらの製造者は「焼酎職」と称され、琉球藩の御用酒醸造の際は、藩から支給される原料に応じ、泡盛を納付していたが、御用酒以外の泡盛の製造については、毎月一戸ごとに、銅錢百貫文（二円—明治十二年）の免許料を納付することとなっていた。薬用のものについては、製造者も少なくて免許料も軽く毎月一戸ごとに、銅錢一貫八百七十五文（明治十二年—三錢八厘程度）とされていた。

沖縄県となつてからは、泡盛製造者の数に関する制限を解除したが、免許料は従前の制度を継承して、泡盛には一戸ごとに毎月二円、薬用のものには一戸ごとに毎月三錢八厘を課することとした。^(注2)これが「沖縄県酒造免許税」であるが、この税制は沖縄本島だけに限定され、石垣島等のいわゆる先島地方においては旧藩時代と同様本税の対象外とされていた。

この沖縄県だけの免許税は、沖縄県内の酒造費用が高く、原価が高水準にあり、本土と同様の税負担を課することとした場合、泡盛産業を崩壊させてしまうことになりかねないので、経過措置^(注3)として設けられたものである。

沖縄県における税負担が低廉なものであったため、本土の酒税負担が重課されるに伴って、負担の格差を巡る問題が生じて来るのである。

「当時業者者カ法網ヲ免カルルノ奸策トシテ税法ノ施行ナキ沖縄県ニ酒造場ヲ設ケ、其製成セル酒類ヲ内地ニ輸入スルモノアリ、特ニ該県特有ノ産物タル泡盛酒ハ一般酒価ノ高貴ニ伴ヒ、連年輸出額ヲ増加シ其極内地ノ有税酒ト競争シ鹿児島県下ノ如キハ殆ント之カ為メニ庄倒セラレントスルノ勢アリ^(注4)」という状況となつて来たので、負担の均衡を図るため、沖縄県酒類出港税則（明治二十一年勅令第十二号）を制定し、沖縄県産の酒類で本土へ移出するものに対し、本土酒税相当の課税を行うこととした。

沖繩県酒類出港税表

年 度	数 量	税 額	備 考
明治 21	キロリットル 127	千円 2	
25	746	12	
31	1,778	73	
35	2,096	186	
40	3,702	513	
41	1,066	186	沖繩県内の酒造税率 は本土の3分の1と なる。
大正 元	295	38	
5	320	41	
(大正 15) 昭和 元	990	54	

注 1. 資料：明治・大正財政史7巻 617ページ

注 2. 沖繩県酒類出港税は、大正5年8月一旦廃止され、大正15年4月再び設けられた。

その後、酒税関係法規の改正に伴い漸次改正され、酒造税法を適用しない地域をいつまでも設けておくことは妥当ではない等の理由で明治四十一年には酒造税を課することとなったが、税率は本則税率の三分の一（アルコール分四十度の泡盛の場合一石（一八〇リットル）当り十円）とされたので、沖繩県酒類出港税は本則税率の三分の二（一石当り二十円）となった。

出港税の脱税犯に対する罰則は、出港税額の五倍相当の罰金で、その最低額は五十円であった。^(注5)

沖繩県酒類出港税の課税状況は上の表のとおりであり、明治四十一年度までは順調に沖繩産の泡盛の県外移出の状況が伺える。しかし、なかには出港税を納付しないで（すなわち、密輸によって）、泡盛を移出していた者もかなりあって、出港税則違反処分件数をみても、創設時の明治二十一年に既に三件、その後、三十二年十二件、四十年十一件、四十一年五件となっており、取締が困難な事業だけにその対策については、沖繩県ではもち

ろん本土でも、税務当局は苦心していたのである。

(二) 明治四十一年の鹿児島県大島税務署職員等殺害事件

沖縄県と本土との接点である鹿児島県大島郡冲永良部島や与論島は、古くから沖縄県と交渉があり、沖縄県の泡盛密輸出者が密輸する場合も、これらの島と中継地として利用していたようである。密輸出者は、一旦、これらの島に泡盛を密輸出し、さらに帆船等に積み替えて、遠く熊本、長崎、朝鮮方面に運んでいたというのである。管轄する大島税務署も職員を巡回させて密輸取締に当らなければならなかった。

(事件の概要)

殉職者

大島税務署間税課

税務属 萬膳重雄

明治十七年生 二十四歳

大島警察署冲永良部分署知名村駐在所

巡查 佐多義種

明治十六年生 二十五歳

萬膳税務属は沖縄県酒類出港税則違反取締のため、大島税務署のある大島本島から百キロメートル以上離れている沖

永良部島へ出張して来ていた。

明治四十一年十一月十日、萬膳稅務屬は、大島郡知名村（現知名町）海岸沖合に沖繩産泡盛を積んだ密輸船が係留していることを聞込んだが、一人だけで臨検することは不安でもあったので、巡査駐在所の佐多巡査の応援を求めるとした。同夜、海上から逃げないように干潮を待ち、密輸船が干潟の上で動けなくなったときを見計って臨検しようと考え、夜十一時頃佐多巡査の同行を得て海岸へ出たのである。

萬膳稅務屬の考えどおり密輸船（手漕のくり舟）は、瀕上に定着していたので、船上に居た三名に対し早速調査を始めた。なお、佐多巡査は附近を警備していた。

密輸者一行は、沖繩県中頭郡与那城村新里徳松他五名で、船内に居た三名（一名は少年であったという。）のほかは既に泡盛を島内へ運搬中であつた。調査中船内の一人が逃げて島内の三名に連絡したため、三名は引返して船内の者とも六名が共同して、萬膳稅務屬を、さらに佐多巡査を殺害したのである。犯則者達がこのような行爲に出たのは、干潮のため船を漕ぎ出して海上を逃走することができなかったもので、逆に反撃に出たものとも推測されている。

この殺害の模様は当時の記録によれば、「サレバ惨殺当時ノ実況ハ知ル便モナキガ、犯人一人ガ或人ニ語りシト云フヲ聞クニ、万膳屬ガ押ヘタル三名ノ犯人中一名ガ逃レ、陸上ニ在リシ三名ニ急ヲ告グルヤ、逃レル由ナキ袋ノ鼠タル彼等悪徒ハ直ニ斧又ハ棍棒ヲ取り、現場ニ引返シ来リテ、檢拏中ノ萬膳屬ヲ襲撃シ不意打チヲ喰ハシタレバ、氏ハ遂巡シナガラモ抵抗之ヲ防ガントセシモ、隙モアラバコソ、六名力ヲ協セテ乱打セリ。

此暴状ヲ目撃シタル佐多巡査ハ身ヲ挺シテ難ヲ救ハントセシモ、萬膳屬ヲ乱打中ノ彼等ノ一手ハ更ニ佐多巡査ヲ襲ヒ打チ掛リシヲ以テ、氏ハ及バザルヲ看取セシカヤ、巖石ヲ小楯ニトリ短小ノ棒切レヲ拾ヒ取ツテ防衛大イニ努メツツア

ル内、萬膳属ハ砂上ニ打チ倒レテ早ヤ緋切レシカ起キントモセズ、抵抗ヲ失フニ至リタレバ、一同ハ佐多巡查ヲ包圍シタリ。氏ハ多少劍術ノ素養モアリ、能ク防ギタリト雖モ何分衆寡敵セズ、加之テ一同ハ兇器ヲ有シ、一人嚴上ニ攀ヂ登リ、佐多巡查ノ頭上ニ棍棒ヲ振りカザシ、一撃ノ下ニ打伏セ、乱打遂ニ死ニ至ラシメタリト云フのである。

六人の犯則者は、萬膳稅務属と佐多巡查の死体を荒縄で縛り、石を錘として海中に投棄したのである。

萬膳稅務属と佐多巡查の死体は、十一日早朝小米部落三十メートルの海中から発見されたが、死体にはいずれも頭部及び顔面に無数の打撲傷や創傷が残っていた。

犯則者達は一人を泡盛代金集金のために残し、他は海上逃走してしまった。残った一人は島内に数日潜伏していたにもかかわらず、事件捜査中の警察に連絡する者が居なかったことは、単に事件との係り合いをおそれたものか、爾後の泡盛取引に影響することを心配したのかわからないが、泡盛密輸の取締の職に倒れた萬膳稅務属及び佐多巡查のことを考え合せると複雑な思いが残る。

新里徳松らの加害者は沖繩県へ逃げたものやがて逮捕され、明治四十三年五月死刑又は無期懲役に処せられた。(注。)

(経歴など)

萬膳稅務属は鹿兒島県生、明治四十一年一月大島稅務署勤務、同十一月稅務属に任官した。月俸は最下級の十級俸(十五円)以下の十二円であった。殉職に際し、十一階級上級の判任官八級俸へ特進し、賞与二百円と月俸三か月分の支給を受けている。

遭難のあった鹿兒島県大島郡知名町白浜の現場近く「萬膳、佐多両君遭難地」の小碑(大正十三年八月建立、大島税

務署長司税官桜井起平」と、大島税務署所在地の名瀬市蘭館山上に、「萬膳、佐多両君殉職記念碑」(大正十二年十一月建立)がある。

碑誌には、「大島税務署在勤税務属萬膳重雄君ハ明治四十一年十一月十日大島郡沖永良部知名村ニ於テ間税監視ノ為メ巡回中沖繩県ヨリ密移出セラレタル泡盛焼酎ヲ積載セル密航船ノ着岸シタルコトヲ探知シタルヲ以テ予メ同村駐在巡査佐多義種君ニ応援ヲ求メ相共ニ干潮ニ際シ密航船ノ潜ニ停着スルヲ待テ同日午後十一時頃現場ニ急行検挙ニ着手スルヤ乗船セル沖繩人新里徳松外五名ノ犯則者ハ各斧棒等ヲ以テ乱撃抗闘セリ少壮敢為ナル両君ハ赤手良ク之カ防衛ニ努メタルモ衆寡敵セス数多ノ瘡痕ヲ負ヒ力竭キ遂ニ殉職セラレタリ是実ニ千秋ノ恨事ニシテ誰カ其ノ壮烈ナル忠死ヲ哀悼セサルモノアラシヤ

爾来物替リ星移リ今ヤ正二十有五年ヲ閲シ恰モ両君ノ第十七回忌ニ相当スルヲ以テ茲ニ僚友相背リ記念碑ヲ建設シ英偉ナル双靈ヲ慰メ報国至誠ノ義績ヲ不朽ニ旌表シ斯界ノ龜鑑トシテ矜式スル所アラントス希フハ両君ノ聖靈来リテ享ケヨ 大正十二年十一月建之」とあるが、いづれも、誰の筆になるのか不明である。

なお、昭和五十二年十月十五日 第六十九回忌が営なまれた。

(注1) 明治、大正財政史第七卷 四七一ページ「沖繩県酒類出港税」

(注2) 右に同じ。なお、明治十二年当時、沖繩県以外の地域に施行されていた酒類税則では、醸造税(焼酎一石当り一円五十銭)

のほか、酒造営業税として、清酒、味淋、焼酎、白酒、銘酒の一種ごとに、一年につき十円を課すこととなっていた。

(注3) 酒税確保上、また、沖繩県産の泡盛の本土への密輸が多かったので、明治四十一年十月以降は沖繩県酒造免許税は廃止し同時に本土の三分の一の造石税が課されることとなり、この軽減措置は大正九年八月まで続いた。しかし、大正十五年四月

以降若干の軽減措置が復活し、これが終戦時まで続いた。

(注4) 明治財政史六巻 一七〇ページ

(注5) 主税局税務統計年報書明治四十一年によると当時の焼酎の卸価格の二石当り二十三円(沖縄県)、同六十円(全国平均)となっている。

(注6) 殉職当時の状況は、殉難五十五回忌記念出版「珊瑚礁にきらめく肩章」、「知名町調査書」等による。

四、終戦直後における集団密造に関する遭難事件

(一) 昭和二十二年度の酒税の増徴と終戦後の酒類密造の特徴

昭和二十二年度の税制改正は、戦後の財政規模の拡大に応じ、財政収支の均衡を図ることを目標として行なわれたが、戦後インフレを回避するには、まず租税収入を確実なものとすることが先決問題であった。しかし、現実には昭和二十二年度の予算額一三三二億円に対して、十二月までに収納された金額はわずか三十五パーセントに過ぎず、^(注1) 残額八六〇億円は昭和二十三年一月から三月までの間に収入しなければならない緊迫した状況であった。これは戦後の混乱した^(注2) 経済状況下における申告所得税の納税思想の悪化や一般的な滞納の発生等が原因と考えられていた。税務官庁に対してはも租税収入の確保について、その努力が要請され、昭和二十二年度は税務当局の非常な労苦の下に所要の租税収入額を確保したのである。反面、種々の摩擦が生じ、税務当局を取り巻く環境はきびしいものとなったことは否定できないことであつた。^(注3)

昭和二十二年度は税制改正が二回行なわれている。まず、所得税の予算申告納税制度及び総合課税主義の採用や酒税の税率の引上げ等が、次いで、十二月には、インフレ下における財政需要の増大に対応するため所得税や酒税の税率の引上げ等が行なわれている。

国民所得に対する租税負担率（国税、地方税）は、戦前は十二、九パーセントであったが、戦時下の十九年度は二十九、五パーセントまで上昇し、二十一年度は十、九パーセントとしたものを、二十二年度の税制改正は、これを一挙に十八、六パーセントに引上げるものとなった。^(注4) 因みに、右の租税負担率を租税負担額で表わせば、昭和二十一年度は一人当たり五百六十三円であったものが、二十二年度には二千六百六十八円となったのであった。

酒税についても、全体の税負担引上げの例外とはなり得ず、極めて急テンポの税率引上げが行なわれた。この頃の価格（清酒第二級）の推移は次表のとおりである。

昭和二十二年六月頃の清酒二級の価格は、一年前に較べて約六倍となり、これが十二月になれば、さらにその二倍となる上昇ぶりを示している。

一方、酒類の生産状況を見ると、戦前（昭和五十九年度平均）においては、一〇〇万キロリットルで、これは国民一人当たり約十五リットルに相当する。ところが、昭和二十一及び二十二年度においては、これが三一万六千キロリットル及び二五万三千キロリットルと戦前の三分の一から四分の一までに落ち込んでいる。国民一人当りでは、わずか四リットル及び三リットルと戦前の三分の一から五分の一となり極めて少量の酒類しか生産されていない。因みに昭和五十二年度の酒類生産量は、五八一万九千キロリットルで、国民一人当りでは五十二リットルとなっている。^(注5)

酒類の価格が急騰し、他方、酒類の生産数量も低下し国民の消費量を賄うに足りる必要量が供給されなかったので、

酒類小売価格の変遷

(清酒2級・配給酒)

年 月	製造者価格	酒 税 額	小 売 価 格	割 合 (A/B)
	円 銭	(A) 円 銭	(B) 円 銭	
昭21. 3	(100) 6. 10	(100) 5. 85	(100) 15. 00	% 39
21. 9	(100) 6. 10	(326) 19. 10	(200) 30. 00	64
22. 2	(119) 7. 25	(326) 19. 10	(220) 33. 00	58
22. 3	(210) 12. 81	(1,094) 64. 00	(593) 89. 00	72
22. 8	(300) 18. 30	(1,094) 64. 00	(680) 102. 00	63
22. 12	(307) 18. 70	(2,624) 153. 50	(1,333) 200. 00	77
(52. 10)	591. 56	154. 44	1,080. 00	14

(注) 1. 昭和22. 12以降は併行して特に税負担の-highが、配給統制外の自由販売酒が発売された。

(例) 清酒2級 小売価格 500円
酒 税 453.50
酒税負担率 90.7

(注) 2. 資料は、税制関係基本統計資料集(昭和24年; 主税局)

手近かな原料を利用した酒類の密造が跋扈することになってしまった。

酒類の密造は、明治三十二年以降酒類の自家製造が禁止された当時では、農村の自家用を目的としたものが多かったが、それも明治から大正へ時代が進むにつれ、漸減して行くという状態で戦争時代を迎えたのである。

戦時中の酒類密造は、それほど目立たなかったが、終戦後における密造は、それまでとは異なり、敗戦後の社会的混乱の中で酒類価格の高騰や酒類事情の逼迫が、密造酒の生産に拍車をかけることとなったのである。すなわち、従来農村の自家用ばかりでなく、失職した朝鮮人を中心に都市附近の特定地域に販売を目的とする大規模な密造が発生し、それが各地に大規模の集団密造部落が形成されるまでになった。軍放出のアルコールを水で薄めた「ばくだん」と称せられるしやうちゅうを始め、清酒、ウィスキー等あらゆる種類の密造酒が氾濫したのもこの頃であった。

例えば、昭和二十二年九月末現在における密造酒の推定生産数量は五〇万二千キロリットルと推定され、正規酒類の製酒場移出数量三四万三千キロリットルを遙かに上回る事態となったのである。^(注6)

このような密造酒の横行は、酒税収入に影響があるばかりでなく、米穀供出の阻害要因ともなり、さらには公然たる密造酒部落の存在は、密造酒問題が財政上の問題ばかりでなく社会問題治安問題の対象にまでなっているものと考えられた。^(注8)

密造酒の横行に対して、税務当局は種々の施策とともに全国の税務職員を動員して取締を実施した。検挙件数も急増し昭和二十年八五二〇件、昭和二十一年一一、六八六件、昭和二十二年一六、九六八件と終戦後の密造酒の氾濫ぶりを示してゐる。^(注11)

密造酒に対する取締が徹底するにつれて、取締に対する抵抗や妨害事件が発生して来るといふ新たな問題が生じて来

た。密造取締に対する妨害事件は、戦前は組織的なものはみられなかったが、終戦直後は、組織的な取締執行の妨害、取締終了後の集団陳情等の抵抗も極めて激しかった。その様相は、かつての自家用酒類の製造が禁止された当時の発作的、衝動的なものとは異なり、計画的、集団的な行動であった。

この頃、密造酒取締に対する重要な措置として、昭和二十二年七月四日の閣議における各省諒解事項（後述）及び同二十三年九月七日「酒類密造取締及び酒税収入確保に関する件」についての閣議決定事項がある。特に閣議決定の内容は、①酒類密造の横行は、酒税収入や主食の供出を阻害することが著しいので、全国的かつ継続的な密造取締を徹底的に行うこと、②関係各庁は一体となってこれに当ることとし、そのため中央及び地方に「酒類密造対策推進協議会」を設けるといふ基本方針を決定するものであった。(注13)

密造酒取締に関し閣議決定が行なわれるという事態までになった現実はどのようなものであったか。宮崎県に次のような事例がある。

宮崎市郊外の大島部落という戸数約九百戸、人口四千人のこの部落は、太平洋戦争末期、沖縄、奄美大島から強制疎開させられた人々が、軍需工場の社宅に入居させられたため忽然とできたものであった。

終戦による混乱のなかで、これらの失職した疎開者は生きる道をしようちゅうの密造に求めたのである。

当時の調査によると、全戸数九百戸のうち五百戸が直接密造を行い、百五十戸が密造資材の供給によって生計をたてていたという。推定による年間密造数量は、二千キロリットル以上で、このため宮崎税務署管内の酒造業者の半数が休業せざるを得なかった。

昭和二十二年から二十七年までの取締回数約十五回、出動官憲三千人、検挙件数約三千件、罰金約千三百万円等々と

なっている。

このように密造以外に生きる道のなかった大島部落は、取締があっても密造は止めようとしなかったから、税務当局の苦勞も大変なものであったのである。

しかしながら、やがてこの部落は、部落の自覚と税務当局の指導によって、農業協同組合澱粉工場が設立され、澱粉製造業へと転じて行くのである。^(注14)

以上述べたように、終戦後の酒類密造は、終戦直後から酒類の生産が戦前水準を超えるようになった昭和二十七、八年度頃までを最盛期として昭和三十年代まで、全国的に蔓延するのであるが、その実態は、販売用のため都市や炭坑地周辺に失職した朝鮮人を中心に集団密造部落が形成されたところに特徴がある。そして、半ば公然と大規模に製造し、^(注15)しかもわが方の取締に対して激しい抵抗を示すなど社会的問題と考えられるに至ったのである。

これらの単純な税法違反事犯とは異なる集団密造事案に対し、警察関係の応援は求め得たものややはり税務官庁が中心となって対処して行ったのである。

(三) 昭和二十二年の神奈川県神奈川税務署職員傷害致死事件

昭和二十二年頃、東京財務局（現在の東京国税局）管内に集団密造部落は、都内、川崎、横浜などに二十数ヶ所あった。密造者達は、常に税務当局の取締りになどの行動について監視していたので、税務署職員の犯則調査は極めて困難な事情下にあった。^(注16)

(事件の概要)

三二八

殉職者

神奈川税務署間税課長

端山 豊蔵

明治三十三年生 四十六歳

川崎市桜本町に千名位の朝鮮人部落があって、大々的に酒類の密造を行なっており、法秩序を無視した存在となっていたので、米軍第八軍の指令もありその取締を実施することとなった。

昭和二十二年六月二十三日、税務当局は、検事二名、警察官二百六名の応援を得て税務職員八十八名を動員し、一同を横浜市内の警察研修所に集結せしめ、これにMPを加えて、ジープを先頭にトラック二十数台を連ねて桜本町に突入し取締を行なった。

この結果、密造者百余名を検挙し、密造酒約十五キロリットル及び原料品(米、麦、こうじ等)二百キログラムその他機械器具を差押えることができたのである。なお、検挙者は三ヶ所に分けて留置し、密造酒は横浜地方検察庁の中庭に収容した。

端山豊蔵神奈川税務署間税課長は、この日、部下職員の先頭に立って、率先その取締に従事した。取締終了後、川崎税務署に引揚げ、取締の状況報告等の事後処理を終えたのは夜九時頃であった。川崎税務署を出た端山課長が京浜川崎駅にさしかかったとき、待ち伏せていた兇漢数名にとり囲まれ「税務署員か」と誰何され、「そうだ」と答えると殴打暴行を受けてしまった。

倒れた端山課長は、直ちに川崎市立病院に収容されたが、腸が切れているのが判明せず、三日後の六月二十六日死(注17)した。

なお、加害者は、傷害致死罪で懲役七年に処せられた。

葬儀は、東京財務局（現、東京国税局）及び全国財務労働組合の合同慰霊祭として、昭和二十二年七月五日東京都千代田区代官町東京財務局において執行された。

参列者は、栗栖大蔵大臣、石橋前大蔵大臣、池田大蔵次官、前尾主税局長のほか関係官公庁の幹部及び管下税務署長並びに税務職員など数百名に及んだのである。

昭和二十六年東京都千代田区大手町東京国税局に顕彰碑が建立され、命日である六月二十六日に除幕式が挙行された。

碑表「殉職税務官吏故端山豊藏之碑」は、故池田勇人元大蔵大臣、碑誌は故坂田泰二元東京国税局長の筆になる。

「建碑趣旨 故大蔵事務官端山豊藏氏は終戦後世態の激変に伴う道徳の頹廢に因り税法違反日に多きを加へんとするに際し神奈川税務署問税課長としてこれらの悪質犯則者の摘発に日夜執掌しつつありたるが偶偶昭和二十二年六月二十三日第三国人密造の報に接し率先課員を統率してこれが取締に当りたる処不幸に兇漢の不逞の報復に遭い遂に前進有為の身を犠牲に供しその職に殉じるに至りたるは寔に痛歎の極にして遺族の衷情を察するとき真に哀悼に堪えざるものあるも君が烈々たる職責遂行の信念と事に当りての果敢なる行動は全国六万税務官吏の旗標として同僚を奮起せしむると共に国民の正義感に訴え弛緩せる道義心を肅然たらしむるものあり茲に同僚有志にして君が殉職を卹む者相語り資を捐て碑を建て君が名声を永く後世に伝えんとするものなり

昭和二十五年十月一日

三三〇

東京国税局長 坂田泰二誌

の碑文は、読む人の心を打つものがある。なお、顕彰碑は昭和四十年六月殉職したところの所轄署である川崎南税務署に遷された。

川崎南税務署では折に触れ清掃をし、東京国税局では、毎年の命日ごとに法要を営んでいる。

本事件後間もない七月四日の閣議において、「酒類密造摘発に関する態勢確定の件」が検討され、「端山間税課長が暗殺された事件は、単なる密造事件ではなく政府の経済緊急対策の成否にかかる重大問題として考えるべきである」とし、酒類の集団密造に対しては、単に酒税法違反として税務署中心の検査とすることなく、食糧管理法違反等の点もあわせて関係官庁が協力して当ることを、各省諒解事件として決議しているのである。これを受けて大蔵省主税局長が酒類密造事案に対する取締強化の方針と指示している。^(注18)

本事件は、終戦後の不安定な社会情勢のなかで発生した不幸な事件であったが、一方、酒類の密造はこの後もますます増加し、おおむねの終息を見る昭和四十年頃まで、税務当局はその取締に懸命の努力が求められたのであった。

(注1) 昭和財政史8(租税・税務行政)三五―頁

(注2) 財政 昭和二十三年二月号「租税の危機」平田敬一郎

(注3) 前掲「昭和財政史」三六八頁

(注4) 国税庁統計年報書第一〇〇回記念号六〇頁

(注5) 酒類の生産量が戦前の水準までに回復するのは昭和二十七年で、特に、清酒が戦前水準に達するのは昭和三十六年度以降である。

(注6) 財政(昭和二十八年十二月号)「密造酒」吉田富士雄

(注7) 「密造に要する原料は何れも主要食糧たる米、麦等にして、現下我国に於ける食糧事情は、近年稀に見る豊作に恵まれたると進駐軍同情による放出物資に依り一応小康を得たるとは云へ、国内の生産にては到底之を充足すること困難にして、…

…主要食糧を以て酒類又は飴等を密造することは看過し難きものにして、此際徹底的取締をなし(後略)」という昭和二十一年一月二十七日付東京財務局長の通達(酒類及び第二種物品飴等の密造取締について)がある。(例規 藤沢税務署 税大資料 東京五二一五一)。

(注8) 前掲「財政史」四二一頁

(注9) 昭和二十二年二月十日付「酒類並びに飴等の密造防止について」によって、東京財務局長は、関東信越地区在日本朝鮮人聯盟、朝鮮居留民団等の各県本部委員長に対し、「(食糧事情が樂觀できない現状において) 主要食糧品を使用し酒類並びに飴等を密造する者あることは誠に遺憾とする処でありまして、…在日貴国人間に於かれましても最近之等の違反行為を為す者漸く増加しつつあるに仄聞して居りますので、…その違法なるを御説示せられまして斯種悪弊の一掃に絶大なる御協力を切望する次第であります。」とその協力を要請している。(前掲「例規」)

(注10) 例えば、昭和二十三年七月三十日東京江東区枝川町における朝鮮人部落の集団密造部落に対する大規模な取締がある。

参加人員 軍政部七名、MP二名、検察庁等三名、警察官四四八名、税務職員七二名、計五三二名

検挙件数等 三六件、焼酎四石七斗三升七合(八五四リットル位) 他

(注11) 前掲「財政」の「密造酒」

(注12) 財政(昭和二十四年八月号)「税務第一線の人々と語る―間接税を中心に―」

(注13) 財政(昭和二十四年五月号)「酒類密造取締の現状と将来」上野平治

(注14) 財政(昭和二十八年二月号)「更正した日本一の密造酒部落」

(注15) 例えば昭和二十九年二月二十五日に取締を実施した千葉県匝瑳郡共和村千瀨の集団酒類密造部落も大規模なものであった。

参加人員 検察庁、警察官三百六十名、税務職員 百三十六名、計四百九十六名

調査場所 四十二個所

差押数量 焼酎等 約三十石（五・四キロリットル）

検挙件数 逮捕者十九名

〔注16〕 大蔵省財政資料「占領期の徴税行政」佐藤巖三郎

〔注17〕 事件の概要は、前掲財政史「占領期の徴税行政」による。

〔注18〕 昭和二十二年八月一日付「無免許で酒類を密造する者に対する取締強化について」東京財務局長（前掲例規 藤沢税務署）

五、おわりに

大正中期の東北地方における大掛り、かつ、息長い密造防止活動や密造摘発と、終戦後の騒然たる社会状況の下における密造酒対策を眺めても、人間の酒類に対する執着ぶりを如実に感ずるのである。密造酒をここまで大きく育て上げたのは、やはり酒の持つ「酔」という魅力が最大の原因の様である。酒税課税の理由のなかに、アルコール飲料に対する規制の意図が考えられるが、酒類の需給がアンバランスになった場合や価格が異常なものとなった場合、その効果は乏しいものとなるようである。

今、密造酒の問題は過去のものとして振り返るだけであるが、往時の先輩職員の努力の跡を記録に残しておくことが必要であると考えた。記録に乏しく正確を欠いた点もあるが、出来る限りの資料を揃えたつもりである。

最後に遭難先輩職員の冥福を祈るものである。

（現、税務大学校教育第一部教授）